

第2講 日本の企業社会と性差別 —近代市民社会と生権力

齊藤日出治

主旨

自由で平等な個人の集合によって成り立つ近代市民社会では、その集合を統治する固有な力が作用する。ミシェル・フーコーは、その力を生権力(生かす権力)と呼んだ。この生権力は、ひとびとの生命力を最大限の発揮するように働きかける力であり、その力を通して、資本-賃労働という階級関係が組織される。

だが、この生権力の発動は、同時に、特定の集団、あるいは社会的弱者を劣位の社会的地位に押しやり、それらの集団を抹殺する<殺す権力>として立ち現れる。近代社会の階級関係をたちあげる力が、同時にさまざまな差別や抑圧を生み出し力として作用する。そのひとつに、性差別がある。戦後日本の企業社会において作動する差別のありようについて考えてみたい。

階級支配と集団差別の近代的様式

- 近代的階級—資本・賃労働関係

＝市民的交換形態(市場交換)がはらむ権力作用(生権力)の帰結



- 従属的社会集団—精神・身体障害者、ジェンダー、セクシュアリティ、被差別部落、ナショナリティ、先住民—生権力がはらむ殺す権力
＝人種主義(レイシズム)



近代的階級の形成と社会集団の階層的編制との関係

- ハンナ・アーレント—資本とモップの同盟 『全体主義の起源』
- アントニオ・グラムシーサバルタン論＝従属的社会集団論の重要性
松田博『グラムシー「未完の市民社会論」の探究』あけび書房、2021年
- P.H.コリンズ・S.ビルゲ『インターセクシュナリティ』人文書院

グラムシのサバルタン(社会的従属集団)論

19世紀末のイタリアの千年王国運動 指導者ダヴィデ・ラザレッティ
(1834－1879) 1978年 トスカーナ地方山間部の農民蜂起＝「共和
制と神の共和国」 → 鎮圧



支配層に抵抗した被支配層(サバルタン)に対する否定的イメージの
形成

チェザーレ・ロンブローソの「犯罪人類学」＝サバルタン集団のひとび
との野蛮性・病理性 → 犯罪者の遺伝学的・人類学的要因の重視

「民衆の抵抗、反乱、蜂起などの真の社会的・政治的原因を隠蔽し、
それを個人や集団の「病理性」へと矮小化する」松田博153頁

一 映画『釣りバカ日誌』に描かれた日本の企業社会と性差別

『釣りバカ日誌』1988年—2010年 22作

原作 やまさき十三、映画監督 山田洋二

日本企業の権威主義・官僚主義の風刺と批判 → 朝鮮民主主義人民共和国が
高く評価する作品 = 平社員と社長の人間的な交流を描く = 企業社会批判



無自覚に描かれたステロタイプな性差別現象

- 1 会社における女性の位置づけ—事務作業、秘書、受付、繕いとお茶くみ
- 2 社長と幹部はすべて男性
- 3 浜ちゃんの愛妻は専業主婦
- 4 女性は男性にとって専業主婦か、さもなければセクハラ、あるいは不倫の対象でしかない、趣味に熱狂するのは男

企業主導型資本主義がはらむ性差別

日本の性差別

1 伝統的な家父長制家族制度の存続 → 民法、憲法における男女同権の理念

2 日本の雇用システムがはらむ性差別
=雇用からの女性の排除

3 新しい社会的役割分業=専業主婦



法の変革(男女平等)と新しい社会慣行(女性の社会的従属)とのずれ → 浅野論文の提起

日本型雇用システムがはらむ性差別

濱口佳一郎『新しい労働社会』岩波新書、2009年

メンバーシップ型雇用(日本)



長期雇用、年功賃金

OJT、新卒一括採用と学校制度

企業別労働組合、内部労働市場



賃金抑制・配置転換・出向

人権侵害



ジョブ型雇用



企業横断的な労働基準—同一労働同一賃金

企業外部の職業訓練と学校教育

産業労働組合



企業横断的な労働権、産別の賃金交渉

メンバーシップ型雇用と従属的社会集団形成

=企業のメンバーシップへの包摂と排除の構造

正規雇用は男性、日本人(日本国籍保有者)、「健常者」



女性、外国人、精神・身体障害者、被差別部落、先住民、性的マイノリティ、犯罪
経歴者などの排除

=日本の企業社会における社会的弱者の排除の構造

→ なぜか？日本型雇用の特徴＝「企業横断的なルールがないこと」160頁

小熊英二『日本社会のしくみ』講談社新書、2019年



包摂inclusionの社会形成をはらんだ企業組織

=イタリアの社会的協同組合、社会的責任投資、コミュニティ・バンク

二 賃労働制度と女性革命(欧州)、または賃労働制度と女性反革命(日本)

浅野清著「日欧社会経済システムの分水嶺：価値の多様性と画一性」『東洋大学経済論集』2009年
課題 日本型雇用システムの危機と性差別との関係をどう考えるのか

浅野論文の問題設定から考える

日本システムの崩壊という事実確認 → 日本型雇用システムに代わって西欧モデルを導入すべき、ではだめ



日本型雇用システムとは「狭く「雇用システム」だけに限定されるものではなく、日本的雇用システムを可能にし、再生産している教育システムと家族システム、さらには税制、年金制度まで、広く「日本的」システムともいえるべきものを形作っているのであって、雇用システムのみに着目して、非正規を正社員にする方途を考えることはできない」136－137頁

「西欧における社会経済システムの存立基盤の変動が1970年代に発生している」

経済学の常識の転換

フォーディズムの危機＝欧米をはじめとする世界同時不況＋日本の経済大国化



浅野説

1970年代初頭の欧州における「女性革命」の出現 138頁



→ 日欧の「分水嶺」

1970年代以降の日本における女性反革命の進行

三 雇用システムと性差別－賃労働関係と女性革命

1 二つの作業仮設

作業仮設1

「日本では高度成長時代(1956年から1973年)とその後の日本的経営の確立段階(1980年代)において、《男子正社員・女子専業主婦モデル》が一層強化された、というのが「作業仮説1」である。」137頁

＝日本の雇用システムにおける性差別の継続・深化

作業仮設2

これに対して、西欧では「《男子正社員・女子専業主婦モデル》から決別し、生涯学習(Life－Long－Learning)と男女共同参画を柱とする知識基盤社会にむけて動き始めた、というのが「作業仮説2」

＝西欧の雇用システムにおける女性革命の進展

2 作業仮設から引き出される2つの研究課題

本研究の第1の課題

「**女性革命**」という**激震のエネルギー**は、男女関係の変化から蓄積されてきた。「ほんの一世代」のうちに、女性の社会進出と経済的自立による男性支配からの解放、子供を産み育てる自由の獲得といった、**家族領域**や**雇用領域**における変化が**法的な次元での改革**へと実を結んでいった。そのプロセスを種々のデータによって明らかにする。」

本研究の第2の課題

「「雇用」と「家族」と「教育」の三領域を貫いて、「法」形成と「平等主義」原則の確立という視点から迫っていくのが本論文の第二の目的である。」

= 共進化における平等主義原則の確立 → 平等主義の不在の日本

日本の雇用システムと女性の社会的地位との関係

法と事実の齟齬・ズレの確認

- 1 戦後の民法改正による家父長制大家族からの脱却
- 2 雇用制度における性差別体制＝《男子正社員・女子専業主婦モデル》という性別役割分業

四 欧州における女性の社会進出およびその法的承認、と日本における女性反革命

第3の作業仮設

「1960年代、日本も西欧諸国も、「家族主義的」な福祉レジームを備えており、「専業主婦」モデルに立脚した雇用制度や育児制度を備えていた」140頁



ヨーロッパにおける女性革命—社会慣行と法

社会慣行

ヨーロッパでも、「婚外子比率の増加が1970年代にはじまることを確認しよう。」

社会的慣行の法的承認

→ フランスでは、婚外子と嫡出子との均等待遇に関する法案が1972年に通過
ナポレオン法典以来の「嫡出子」「非嫡出子」の区分を廃止 149頁

検出のためのデータ―「婚外子比率」の日欧比較

婚外子＝「非嫡出子」 → ← 法律婚の子ども＝「嫡出子」

出生児に占める婚外子の比率

日本 2007年 2.03% 民法には、非嫡出子の積極的な規定なし

→ 非嫡出子の産み捨て、コインロッカー・ベイビー

ヨーロッパ 2006年 フランス 50.49%、スウェーデン 55%

ヨーロッパ―同棲婚に対する社会的承認 → 法律婚と婚外子との法的な均等待遇

五 欧州における女性労働力率の上昇と 日本における女性労働力率の低迷

検出のためのデータ(2)－「女性の労働力率」(自立の根拠)

日本－M字カーブ

ヨーロッパ－逆U字カーブ



1960年代以降、ヨーロッパにおける女性の労働力比率の増大、それに見合う「仕事と育児の両立」を保証する制度の整備

1960年代初頭、日本のほうがヨーロッパよりも、女性の労働力比率は高かった。

日本における女性反革命

1 事実婚の非嫡出子の社会的承認の不在という社会慣行の定着

1996年と2006年に内閣府による「家族の法制に関する世論調査」

→ 不倫関係による非嫡出子の質問はあっても、事実婚の非嫡出子についての質問が不在

2 日本における同棲婚の法的不承認がもたらす社会慣行

→ 「できちゃった婚」という用語の出現 149頁

日本 婚外子を生むことを回避するために、中絶するか法律婚するかしかない

→ 後者の選択＝「できちゃった婚」 1980－2000年に増加傾向

↓

↑

フランス 同棲婚のまま子どもを産む、フランスの「できちゃった婚」はわずか2.5%

1970年代以降、ヨーロッパで、「専業主婦モデルからの脱却 ＝女性労働力率の向上＝「女性革命」

「女性革命」－西欧における女性労働力率上昇の背景 154頁

1975年離婚法の成立 → 女性の自律 → 労働力率の上昇

「25歳から49歳までの女性の就労率は、1960年代初頭の40%から現在では80%
にまで上昇した」155頁

現在、3組に一組は離婚

女性革命＝主婦として家庭にとどまる → 自立して社会参加する＝伝統的な家
族形態の崩壊

「女性は夫の家内奴隷ではなく、一人の自立した人間として、まずもって生計を立
てねばならない」156頁



日本－「専業主婦」という言葉の登場－1980年 「専業農家」の類語

1970—80年代における日欧の分水嶺

日本—女性の労働力比率の低迷、M字カーブ、専業主婦の定着(家族形態のありかた)、婚外子の非承認とできちゃった婚(婚姻、出生児の社会的承認のありかた)



ヨーロッパ—離婚法による女性の自律(法)、離婚の増大(社会慣行)、女性の労働力比率の上昇、婚外子と嫡出子の区別の撤廃、という「共進化」(D・ハーヴェイ)

六 日本型本源的蓄積の独自性－農村共同体から「新しい共同体」への転換

データ(3)－「産業部門別就業人口の変化」－個人主義と集団主義

- 第1次産業から第2次、第3次産業への移動
- 欧米は第二次大戦前にすでに完了、日本は大戦後の高度成長期
- 農村共同体から会社という名の「新しい共同体」へ
- 「日本の『原蓄』は暴力的な過程ではなく、『共同体から共同体への』「所属替え＝移籍」でしかなかったのである」166頁 = 「集団主義的な就職活動」
- ヨーロッパは、学校から企業への移動は、個人主義的に行われる命がけの飛躍
- ドナルド・ドーアの引用
- 「日本のような後発国においては、個人主義が長い時間をかけてゆっくりと育成
- されていく過程は発生しなかった。日本は封建的集団主義から企業集団主義へ
- と一気に突入した」167頁

日本型本源的蓄積と女性反革命

- 1 戦前の家父長制における性差別が企業社会において継承される
- 2 企業主導型資本主義が近代に固有な女性反革命を展開する
シルビア・フェデリーチ『キャリバンと魔女』—フェミニズムの視点からのマルクスの本源的蓄積論批判

資本の本源的蓄積過程における女性の賃金労働者化

=女性の身体がはらむ産む性の集団的能力のはく奪

→ 女性の賃金労働者化 + 医学・医師による女性の身体の統治



日本型雇用システムにおける専業主婦の出現 = 日本型本源的蓄積

—1950年代の大企業による出産調整政策

結論

1 日本の企業主導型資本主義は、資本の価値増殖運動に向けて固有の生権力を発動する。日本型雇用システム、企業別労働組合、学校教育制度、年功賃金体系と成果主義賃金体系、性別役割分業といった企業社会のしくみは、この生権力の発動によって組織された。

2 この企業社会のしくみのうちに、女性を抑圧する性差別が組み込まれている。

3 日本は企業主導型資本主義の危機を1980年代以降経験しているにもかかわらず、21世紀のこんにちにおいてもなお、この資本主義を支える企業社会のしくみから脱することができないままになっている。

→ 性差別＝女性反革命の継続的進行 → 女性の社会進出の立ち遅れ、、少子化

4 ヨーロッパは、1970年代以降、経済領域を超えた次元における女性革命の推進によって、性差別を内包した雇用システムの転換を図っている(浅野論文)。

＜日本システムを見る方法論上の接点＞

— 社会諸領域における共進化の運動の創出

1 賃労働関係と企業間関係

平田市民社会論とレギュレーション理論 平田清明『市民社会とレギュレーション』
1993年

「垂直的・水平的企業統合に媒介された賃労働関係」176頁

＝自動車の組み立てメーカーと部品サプライヤーとの企業間取引関係に媒介された賃労働関係

2 剰余価値の生産と家族・女性・児童のありよう(教育・福祉)

マルクス『資本論』における剰余価値の展開

→ D・ハーヴェイ「社会諸領域の共進化」『資本主義の謎』2008年における世界金融危機の分析